

新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金の概要（大規模集客施設・大規模施設テナント向け）

概要

- 県は、まん延防止等重点措置区域（鹿児島市）の大規模集客施設等に対して、営業時間短縮を9月13日（月）から9月30日（木）まで要請しています。
- 県の要請に応じ、営業時間短縮に協力いただいた事業者に対し、協力金を支給します。

時短要請概要

- 1 内容：営業時間を20時までに短縮すること
（イベント開催時及び映画館は21時まで）
- 2 対象：1,000㎡を超える大規模集客施設等
- 3 区域：鹿児島市
- 4 期間：9月13日(月)0時～
9月30日(木)24時（18日間）

※ 期間中は、店頭で時短を実施することを張り紙・ポスターで掲示する必要があります。（張り紙例は県HPで公開しています。）
店頭に掲示している様子を写真に残しておいてください。
後日、協力金申請の添付書類として必要となります。

お問い合わせ先・専用窓口

鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局
電話番号：099-295-0286（平日9時～17時）
住所：〒892-8799 鹿児島東郵便局留

協力金概要

	大規模集客施設	テナント等
交付対象	時短要請に協力いただいた1,000㎡超の施設(措置区域内) ※ 詳細は別紙のとおり	左記の一部を賃貸するテナント等
交付額	1,000㎡毎に20万円×時短率(※) ×時短日数 (※)時短率:時短した時間/本来の営業時間	100㎡毎に2万円× 時短率(※) ×時短日数

申請期間等

- 1 申請期間：10月1日(金)～11月22日(月) ※当日消印有効
- 2 申請書類：10月1日(金)13時に県HPへ掲載予定
（書類については、県HP以外の方法でも取得できるよう準備中）
- 3 申請方法：専用窓口へ申請書類を簡易書留，レターパックで送付

新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金の詳細（大規模集客施設・大規模施設テナント向け）

大規模集客施設運営事業者 (1,000㎡を超える大規模集客施設である場合) ※大規模集客施設については別紙を参照してください。	テナント 特定百貨店店舗 有りの場合	①自己利用部分面積に係る協力金 1,000㎡毎に20万円(※)×時短率×時短日数 (※)1,000㎡以下の 場合:20万円 ②テナント事業者等管理把握に係る協力金 (協力金の対象となるテナント事業者等が10以上存在する場合のみ) (テナント数+特定百貨店店舗数)×2千円×時短率×時短日数 ③特定百貨店店舗数に係る算定 (最終的には特定百貨店店舗に支払われることを想定しています) 特定百貨店店舗数×2万円×時短率×時短日数
	テナント等 無しの場合	自己利用部分面積に係る協力金 1,000㎡毎に20万円(※)×時短率×時短日数 (※)1,000㎡以下の 場合:20万円
テナント事業者 (大規模集客施設の一部を賃貸している場合)		テナント事業者向け協力金 100㎡毎に2万円(※)×時短率×時短日数 (※)100㎡未満の 場合:2万円
映画館運営事業者 (映画館が1,000㎡を超える大規模集客施設である場合)		①自己利用部分面積に係る協力金 1,000㎡毎に20万円(※)×時短率×時短日数 (※)1,000㎡以下の 場合:20万円 ②映画館運営事業者に関する協力金 スクリーン数×2万円×(時短で上映できなくなった回数/ 本来上映予定回数)×時短日数
映画配給会社 (映画館が1,000㎡を超える大規模集客施設である場合)		映画配給会社に関する協力金 スクリーン数×2万円×(時短で上映できなくなった回数/ 本来上映予定回数)×時短日数

※ 時短率:時短した時間/本来の営業時間 例)本来の営業時間11時~21時のところ、時短要請に応じ、11時~20時までの営業とした場合
 ⇒ 時短した時間(1時間)/本来の営業時間(10時間)=0.1

【参考】用語の定義

	用語	定義
1	大規模集客施設運営事業者	大規模集客施設の運営により収益を得る事業を行う者であって、施設の営業時間短縮等を決定する権限を有する者。 なお、国及び地方公共団体その他これに類する法人を除く。
2	自己利用部分面積	大規模集客施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分であり、営業時間短縮要請に応じて営業時間短縮を行っている部分の面積 ※生活必需品売場については、営業時間短縮を要請していないので除くことになります。
3	特定百貨店店舗	床面積が1,000㎡を超える百貨店等において事業を営む店舗で、以下の要件を全て満たす者。 ・当該店舗の売上げが当該百貨店等にいったん計上され、その後分配される場合 ・当該百貨店等から一定の区画の分配を受けている場合 ・当該店舗の運営者の名義等で出店し、百貨店等に対して一定の自律性をもって事業を営んでいる場合

【特措法施行令第11条第1項に掲げる施設のうち、20時以降も営業する1,000平方メートルを超える施設】
 (イベント開催時及び映画館については21時以降)

施設の類型	施設の種類	施設例	要請内容
イベント関連施設等	劇場等	劇場, 観覧場, 映画館, 演芸場 など	○1000㎡超 20時までの営業 時間短縮要請 ※イベント開催時及び映画館は21時までの営業 時間短縮を要請
	集会場等	集会場, 公会堂, 展示場, 貸会議室, 文化会館, 多目的ホール など	
	ホテル等	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
イベントを開催する場合がある施設	運動施設	体育館, スケート場, 水泳場, 屋内テニス場, 柔剣道場, ボウリング場, テーマパーク, 遊園地, 野球場, ゴルフ場, 陸上競技場, 屋外テニス場, ゴルフ練習場, バッティング練習場, スポーツクラブ, ホットヨガ, ヨガスタジオ など	○1000㎡超 20時までの営業時間 短縮要請
	博物館等	博物館, 美術館, 科学館, 記念館, 水族館, 動物園, 植物園 など	
参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設	遊技場	マーチャン店, パチンコ店, ゲームセンター など	○1000㎡超 20時までの営業時間 短縮要請
	遊興施設	個室ビデオ店, 個室付浴場業に係る公衆浴場, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場 など	
	サービス業を営む店舗	ネイルサロン, エステティック業, リラクゼーション業 など(生活必需サービスを除く)	
	物品販売業を営む店舗	大規模小売店, ショッピングセンター, 百貨店, 家電量販店 など(生活必需物資を除く)	○1000㎡超 20時までの営業時間 短縮要請 ※生活必需物資を除く